			所管部(局)・課 建築住宅課							
法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	法令番号	平成 27 年法律第 53 号							
手続名	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	根拠条項	第 35 条第 1 項							
	第35条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向 計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。									

- 1 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築 物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び 第40条第1項において同じ。)に適合するものであること。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであるであること。
- 3 前条第2項第3号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであるこ と。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー 消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号))

杳

基

受付	建筑化之钿	処理	建筑在 空部	交付	建筑化 夕部	標準処理期間		30日	目次	
機関	建 架仕 七	機関	建梁 仕七碟	機関	建梁仕七誅 		標準経由期間	日	No.	